



ふじの みつこ
藤野 美都子

- 福島県立医科大学 医療研究推進センター 特任教授
- 伊達市男女共同参画推進条例検討委員会 委員長を経て、伊達市男女共同参画審議会 会長を務める。

伊達市の思いに感動

伊達市では条例策定からプラン改定まで関わらせていただきましたが、委員会や審議会の委員の皆さまが、さまざまな意見を出し合い、活発に議論が行われたことが、特に印象に残っています。この種の会議は形式的になりがちですが、実質的な議論が展開され、原案にかなりの修正が加えられました。委員会や会議を支えた伊達市の担当者の方々の熱意も加わり、「市民が住みやすい地域にしよう」という皆さまの強い思いを感じることができました。

制度導入は自身の居場所を見つける足掛かり

第3次男女共同参画プラン策定の際には、市内の中学2年生を対象にキャッチフレーズを募集し、「一人ひとり自分の色で輝ける社会へ」というキャッチフレーズが採用されました。このような次世代の意見を取り入れる取り組みが、市全体で行われることを希望いたします。次のプラン改定の際には、改定案自体を若い人たちに見ていただき、意見を寄せていただくということがあっても良いのではないのでしょうか。

今回の制度導入は県内初となり、伊達市が福島県をリードすることとなりました。伊達市には、男女共同参画を推進し、多様性を尊重する、すばらしい条例とプランがあります。これらを活かし、男女共同参画、多様性の尊重という面で、世界から取り残されつつある日本にあって、伊達市が、福島県を、日本をリードする存在となればと願っています。

平穏に暮らしていくための支え

福島県男女共生センター広報誌「未来館 NEWS」の担当だったとき、トランスジェンダー^{※2}の方にお話を伺う機会がありました。性自認や性的指向はさまざまで、性的少数者の方たちは「ごく普通に」いらっしゃいます。パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は、生活していく上で何かと制約があって、心身ともに負担がかかる性的少数者の方たちが、平穏に暮らしていくための支えになるので、多くの市町村で導入されるといいなと思います。制度を導入することで、性的少数者の方たちへの理解もさらに深まると思います。

県内初の制度導入は伊達市だからこそ

ほかの市町村でもアドバイザーを務めているのですが、伊達市では、毎回委員の皆さまが積極的に発言され、しっかりとした話し合いをされています。委員の皆さまと事務局の、よりよいまちづくりを目指す気持ちと両者の信頼関係を感じます。県内初としてパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を導入した理由も、伊達市の気風が大きく関わっているのだと感じます。

～用語解説～

※1 性的マイノリティ

同性に恋愛感情をもつ人や、自分の性に違和感がある人などのことをいいます。「セクシュアルマイノリティ」、「性的少数者」ともいいます。

※2 トランスジェンダー

性同一性や性表現が、出生時に割り当てられた性別と一致しない人を指す包括的な用語です。



おかべ たかし
岡部 貴敏

- 福島県男女共生センター 事業課副課長
- 伊達市男女共同参画審議会アドバイザーを務める。



▲福島県男女共生センターホームページ

新コーナー にじいろのだてがスタート!

男女共同参画に関するさまざまな用語を紹介します! 詳細は31頁。

だってちゃん
多様性の花バージョン



特集 多様な生き方を尊重

自分らしく暮らせるまちへ

☎ 協働まちづくり課協働推進係 ☎ 575-1177

一人ひとり自分の色で輝ける社会へ

伊達市では、多様な生き方を尊重し、性的マイノリティ^{※1}に関する周知啓発活動に努め、市民一人ひとりの人権や多様性が尊重され、誰もが自分らしく安心して暮らしていけるまちづくりを推進しています。

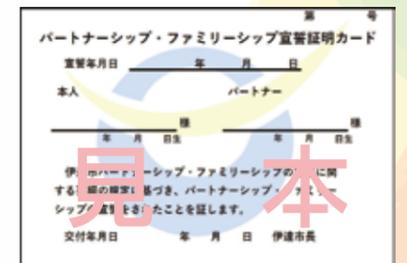
1月4日[☎]から導入!
「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは、一方または双方が性的マイノリティのお二人が、性別などにかかわらず、お互いを人生のパートナーとして日常生活において協力し合うことを約束し、パートナーシップの関係にあることを宣誓する制度です。また、お二人に子どもや親などがいる場合、あわせてファミリーシップも宣誓できます。

本制度は、市が独自に実施するものであり、法的な権利の発生や義務の付与は伴いませんが、宣誓することでさまざまな行政サービスを受けることができます。

【対象者】

- ・日常生活において、対等な立場で、相互に責任をもって継続して生計を共に生活している、または生活することを約束した、その一方または双方が性的マイノリティである二人であること。
 - ・成年（満18歳）に達していること。
 - ・双方が市内に住所を有していること。または、2週間以内に市内への転入を予定していること。
- などの要件があります。



▲宣誓証明カード



◀詳細はこちら
(市ホームページ)



◀お問い合わせ・
ご相談はこちら
(専用フォーム)

利用可能な行政サービス

- | 生活 | 福祉 | 出産・子育て |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅の入居申込 ・だて結婚新生活支援事業補助金の申請 ・続柄の変更（住民票などに記載される続柄を「同居人」、「縁故者」から選択可） ・各種証明書の交付 ・り災証明書の交付 ・税関係証明書の交付 ・税の減免申請、住民税の申告 | <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者福祉サービスの申込 ・災害見舞金の申込 ・介護保険にかかる各種申請 ・緊急通報装置貸与事業の申込 ・高齢者配食サービス事業の申込 ・高齢者見守り QR コード活用事業の申込 ・訪問理美容利用助成事業の申込 ・おもいやり駐車場利用制度の申込 | <ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳の交付 ・「伊達市出産・子育て応援事業」の申請 ・保育園・認定こども園・放課後児童クラブなどの申込 ・学校の送迎、奨学資金貸与の申込 ・高校生等通学費補助金の申込 |
- 提供サービスは
随時追加していきます